

【用語集】

◆新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的として平成24年5月に制定された（施行日は、平成25年4月13日）。

◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

感染性が強く生命および健康に重大な影響を与える感染症を指定し、その予防とまん延防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした法律。感染症を感染力や症状の重篤性により、1類感染症から5類感染症に分類し、さらに新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症について定めている。

◆新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

※「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

2 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

※「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

◆鳥インフルエンザ

ヒトのものとは異なるウイルスによって発症する鳥のインフルエンザで多数の亜型がある。特に強い病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。

H5N1亜型鳥インフルエンザウイルスは、鳥類では東南アジアを中心に、中東・ヨーロッパ・アフリカの一部地域などで感染が確認され、ヒトでの症例はアジア、中東、アフリカを中心に報告されている。また、平成25年に入って、中国において鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスの人への感染が報告されている。

◆サーベイランス

対象を調査、監視すること。一般に感染症などの動向を調査する場合に使用される。感染症の発生状況（患者及び病原体）に関して様々な情報を収集して、状況を監視する。

◆岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム

県内のインフルエンザ及び小児感染症の患者発生状況、各学校の感染症による休業の情報について、Web上でデータ収集し、自動的に集計、公表を行う(社)岐阜県医師会のサーベイランスシステム。

◆パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

◆パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

◆プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

◆抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

◆帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

◆帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

◆感染症指定医療機関

感染症法で規定されている感染症の中で、危険性が高く特別な対応が必要な感染症の患

者を治療する医療施設。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、結核指定医療機関がある。

海津市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）

発行日 平成26年6月 日

発行者 海津市

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地

電話 0584-53-1111（健康課・0584-53-1317）